

○大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則

平成二十七年二月十三日

大分県規則第五号

大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則をここに公布する。

大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成二十六年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第二号。以下「施行規則」という。)及び大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年大分県条例第三十七号。以下「条例」という。)の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の認可手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(幼保連携型認定こども園の設置の届出等)

第二条 法第十六条の規定による設置の届出は、幼保連携型認定こども園設置届出書(第一号様式)により行わなければならない。

2 前項の幼保連携型認定こども園設置届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 園則

二 経費の見積り及び維持方法を記載した書類

三 施設に関する書類

四 設置に係る条例、規則等

五 学級編成表

六 園具及び教具の明細表

七 職員に関する書類

八 提供するサービスの内容及び利用料

九 幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画に関する書類

十 年、学期、月、週、日々の指導計画に関する書類

十一 保育者の資質向上等の計画に関する書類

十二 子育て支援事業の内容を説明する書類

十三 子どもの募集及び選考の方法を記載した書類

十四 学校安全計画及び非常災害に対する計画に関する書類

十五 情報提供の方法を記載した書類

十六 苦情解決の仕組み、自己評価、外部評価等への取組状況に関する書類

十七 その他知事が特に必要と認める書類

3 法第十六条の規定による廃止等の届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる届出書により行わなければならない。

一 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止を行おうとする場合 幼保連携型認定こども園廃止・休止届出書(第二号様式)

二 幼保連携型認定こども園の設置者の変更を行おうとする場合 幼保連携型認定こども園設置者変更届出書(第三号様式)

(幼保連携型認定こども園の設置認可申請等)

第三条 法第十七条第一項の規定による設置の認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書(第四号様式)により行わなければならない。

2 前項の幼保連携型認定こども園設置認可申請書には、前条第二項各号(第四号を除く。)に掲げる書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 設置年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書

二 財産目録

三 過去三年間の決算書

四 定款又は寄附行為

五 設置について、定款又は寄附行為で定める手続を経たことを証する書類

六 法人の代表者の履歴書

七 役員名簿

八 法人の登記事項証明書

九 教育及び保育を行う子どもに関して契約している保険又は共済契約書類の写し

十 法第十七条第二項各号の基準を満たすことを証する書類

十一 条例第十五条において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十一号。以下「児童福祉施設基準条例」という。)第二十三条の基準を満たすことを証する書類

十二 その他知事が特に必要と認める書類

3 法第十七条第一項の規定による廃止等の認可の申請は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる認可申請書により行わなければならない。

一 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止を行おうとする場合 幼保連携型認定こども園廃止・休止認可申請書(第五号様式)

二 幼保連携型認定こども園の設置者の変更を行おうとする場合 幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書(第六号様式)

(園長採用の届出)

第四条 法第二十六条において準用する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十条の規定による届出は、園長採用届(第七号様式)により行わなければならない。

(臨時休業の報告)

第五条 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第二十七条において準用する学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十条の規定により臨時に休業したときは、臨時休業報告書(第八号様式)により、知事に報告しなければならない。

(変更の届出)

第六条 法第二十九条第一項又は施行規則第十五条第二項の規定による変更の届出は、変更届出書(第九号様式)により行わなければならない。

(平二八規則六二・一部改正)

(運営の状況に関する報告)

第七条 法第三十条第一項の規定による報告は、毎年五月一日現在の状況を同月三十一日までに幼保連携型認定こども園運営状況報告書(第十号様式)により行わなければならない。

(公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出等)

第八条 法第三十四条第三項の規定による設置の届出は、公私連携幼保連携型認定こども園設置届出書(第十一号様式)により、市町村を経由して行わなければならない。

2 前項の公私連携幼保連携型認定こども園設置届出書には、第二条第二項各号に掲げる書類及び図面のほか、法第三十四条第二項に規定する協定の写しを添付しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第九条 施行規則第二十八条第一号の知事が定める数は、周知された一定の募集期間において申込みのあった子どもの利用に応える場合であって、次の各号に掲げる数の一割を超えない数とする。

一 法第四条第一項第三号に規定する保育を必要とする満三歳未満の子どもに係る利用定員

二 法第四条第一項第三号に規定する保育を必要とする満三歳以上の子どもに係る利用定員

三 法第四条第一項第四号に規定する保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもに係る利用定員

2 施行規則第二十八条第二号の知事が定める事項は、教育保育概要のうち、施設の概要

に関する事項を除いた事項とする。

(教育保育概要を確認するために必要な事項)

第十条 施行規則第二十九条第三号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 次に掲げる事項に関する当該事業年度の計画と前年度の実績
 - イ 教育及び保育に関する実施内容
 - ロ 保育者の資質の向上等に関する実施内容
 - ハ 子育て支援事業に関する実施内容
- 二 子どもの入所実績
- 三 提供しているサービスの内容及び利用料
- 四 その他知事が必要と認める事項

(学校教育法施行規則の準用)

第十一条 条例第十三条の規定により学校教育法施行規則(昭和二十二年文部科学省令第十一号)第五十四条の規定を準用する場合には、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第十二条 条例第十四条の規定により幼稚園設置基準(昭和三十一年文部省令第三十二号)第七条の規定を準用する場合には、同条第一項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第二項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設基準条例の準用)

第十三条 条例第十五条第一項の規定により児童福祉施設基準条例第五条、第六条第一項、第二項、第四項及び第六項、第七条第六項、第九条第一項、第十一条から第十三条まで、第十五条第一項から第三項まで、第五項及び第七項、第二十条、第二十一条第一項及び第三項、第四十八条第八号、第四十九条並びに第五十三条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条の見出し及び同条第二項	最低基準	設備運営基準
第五条第一項	最低基準	大分県幼保連携型認定こども園の設

		備及び運営に関する基準を定める条例(以下「条例」という。)に定める基準(以下「設備運営基準」という。)
第六条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法」という。)第十四条第六項に規定する園児(以下「園児」という。)
第六条第二項及び第十五条第五項	児童の	園児の
第六条第四項及び第九条第一項	法に定めるそれぞれの施設	幼保連携型認定こども園
第六条第六項、第七条第六項、第十一条、第十五条第二項、第三項及び第七項並びに第二十一条第一項	入所している者	園児
第十一条の見出し	入所した者	園児
第十一条	又は入所	又は入園
第十二条	入所中の児童	園児
	法第三十三条の十各号	児童福祉法第三十三条の十各号
	当該児童	当該園児
第十三条	児童福祉施設の長	法第十四条第一項に規定する園長(以下「園長」という。)
	入所中の児童等に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項	児童福祉法第四十七条第三項
	その児童等	園児
第十五条第一項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	当該児童福祉施設内で調理する方法(第十条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)	当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法(条例第十五条第二項において読み替えて準用する第十条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)
第二十条	利用者	園児
第二十一条第一項	援助	教育及び保育(満三歳未満の園児に

		については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援
第二十一条第三項	援助に関し、当該援助に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第四十八条第八号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第四十八条第八号イ	耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)	耐火建築物
第四十八条第八号ロ及びハ	施設又は設備	設備
第四十八条第八号へ及び第四十九条第五号	乳幼児	園児
第四十九条	第十五条第一項	条例第十五条第一項において準用する第十五条第一項
第四十九条第一号及び第四号	幼児	園児
第五十三条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育の	教育及び保育の

2 条例第十五条第二項の規定により職員について児童福祉施設基準条例第十条の規定を準用する場合には、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは「職員」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは「職員」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは「他の学校又は社会福祉施設」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは「法第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と読み替えるものとする。

3 条例第十五条第二項の規定により設備について児童福祉施設基準条例第十条の規定を準用する場合には、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

(準備行為)

- 2 一部改正法による改正後の法(以下「新法」という。)第十六条の規定による設置の届出、新法第十七条第一項の規定による設置の認可の申請又は新法第三十四条第三項の規定による設置の届出を行おうとする者は、この規則の施行前においても、この規則の例により行うことができる。

(職員の数等に係る特例)

- 3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、条例第六条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

(平二八規則六二・追加)

- 4 条例第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平二八規則六二・追加)

- 5 一日につき八時間を超えて開園する幼保連携型認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における条例第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平二八規則六二・追加)

- 6 前二項の規定により条例第六条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及

び経験を有すると認める者の総数は同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

(平二八規則六二・追加)

附 則(平成二八年規則第六二号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

幼保連携型認定こども園設置届出書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

市町村長 印

下記のとおり幼保連携型認定こども園を設置するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により届け出ます。

記

施設の名称			
所在地			
設置の目的			
開設予定年月日			
認定こども園の園長の氏名			
保育を必要とする子どもに係る利用定員 (法第4条第1項第3号)	満3歳未満の者	人	
	満3歳以上の者	人	
保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員 (法第4条第1項第4号)	満3歳以上の者	人	
	合計	人	
教育又は保育の目標 及び主な内容			

子育て支援事業の内容	
------------	--

添付書類

- 1 園則
- 2 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- 3 施設に関する書類
- 4 設置に係る条例、規則等
- 5 学級編成表
- 6 園具及び教具の明細表
- 7 職員に関する書類
- 8 提供するサービスの内容及び利用料
- 9 幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画に関する書類
- 10 年、学期、月、週、日々の指導計画に関する書類
- 11 保育者の資質向上等の計画に関する書類
- 12 子育て支援事業の内容を説明する書類
- 13 子どもの募集及び選考の方法を記載した書類
- 14 学校安全計画及び非常災害に対する計画に関する書類
- 15 情報提供の方法を記載した書類
- 16 苦情解決の仕組み、自己評価、外部評価等への取組状況に関する書類
- 17 その他知事が特に必要と認める書類

第2号様式(第2条関係)

幼保連携型認定こども園廃止・休止届出書

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

市町村長

印

下記のとおり幼保連携型認定こども園を廃止・休止するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により届け出ます。

記

施設の名称	
所在地	
廃止又は休止の理由	
園児の処置方法	
廃止の期日又は休止の予定期間	

第3号様式(第2条関係)

幼保連携型認定こども園設置者変更届出書

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

市町村長

印

下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置者を変更するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により届け出ます。

記

施設の名称	
所在地	
設置者名(新)	
設置者名(旧)	
変更の理由	
変更予定年月日	

第4号様式(第3条関係)

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

年 月 日

大分県知事

殿

申請者 住所

法人名

法人の代表者の氏名

印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

施設の名称			
所在地			
設置の目的			
開設予定年月日			
認定こども園の園長の氏名			
保育を必要とする子どもに係る利用定員 (法第4条第1項第3号)	満3歳未満の者		人
	満3歳以上の者		人

保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員 (法第4条第1項第4号)		満3歳以上の者	人
		合計	人
教育又は保育の目標 及び主な内容			
子育て支援事業の内 容			

添付書類

- 1 園則
- 2 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- 3 施設に関する書類
- 4 学級編成表
- 5 園具及び教具の明細表
- 6 職員に関する書類
- 7 設置年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 8 財産目録
- 9 過去3年間の決算書
- 10 定款又は寄附行為
- 11 設置について、定款又は寄附行為で定める手続を経たことを証する書類
- 12 法人の代表者の履歴書
- 13 役員名簿
- 14 法人の登記事項証明書
- 15 提供するサービスの内容及び利用料
- 16 幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画に関する書類
- 17 年、学期、月、週、日々の指導計画に関する書類
- 18 保育者の資質向上等の計画に関する書類
- 19 子育て支援事業の内容を説明する書類
- 20 子どもの募集及び選考の方法を記載した書類
- 21 学校安全計画及び非常災害に対する計画に関する書類
- 22 教育及び保育を行う子どもに関して契約している保険又は共済契約書類の写し
- 23 情報提供の方法を記載した書類
- 24 苦情解決の仕組み、自己評価、外部評価等への取組状況に関する書類

25 法第17条第2項各号の基準を満たすことを証する書類

26 条例第15条において準用する児童福祉施設基準条例第23条の基準を満たすことを証する書類

27 その他知事が特に必要と認める書類

第5号様式(第3条関係)

幼保連携型認定こども園廃止・休止認可申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住所

法人名

法人の代表者の氏名 印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の廃止・休止の認可を受けたいので申請します。

記

施設の名称	
所在地	
廃止又は休止の理由	
園児の処置方法	
廃止の期日又は休止の予定期間	
財産の処分 (廃止の場合)	

第6号様式(第3条関係)

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

申請者(旧)設置者 住所
法人名
法人の代表者の氏名 印

(新)設置者 住所
法人名
法人の代表者の氏名 印

下記のとおり、幼保連携型認定こども園の設置者変更の認可を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により申請します。

記

施設の名称	
所在地	
設置者の住所・氏名 (新)	
設置者の住所・氏名 (旧)	
変更の理由	
変更予定年月日	

添付書類

変更後において認可基準に適合することを証する書類

第7号様式(第4条関係)

園長採用届

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

届出者 住所

法人名

法人の代表者の氏名 印

このたび、 において園長を採用したので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第26条において準用する学校教育法第10条の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名
- 2 生年月日 年 月 日
- 3 専任、兼任の別
- 4 採用年月日 年 月 日
- 5 免許状の種類

添付書類

- 1 履歴書
- 2 資格を証する書類(教員の免許状の写し、保育士証の写し)
- 3 学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書類
- 4 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第13条により採用する場合は、その理由書

第8号様式(第5条関係)

臨時休業報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住所
法人名
法人の代表者の氏名 印

このたび、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法第20条の規定により、臨時に休業したので報告します。

記

1 臨時休業の理由

2 臨時休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 利用園児の処置

第9号様式(第6条関係)

(平28規則62・一部改正)

変更届出書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住所
法人名

法人の代表者の氏名 印

年 月 日付け 第 号で認可を受けた幼保連携型認定こども園について、
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項又は
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15
条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

施設の名称		
所在地		
変更の内容		
変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	
変更理由		

添付書類

- 1 変更内容が確認できる書類
- 2 変更後において認可基準に適合することを証する書類(施行規則第15条第1項第4号及び第16条第4号に掲げる事項に関する変更の場合に限る。)

第10号様式(第7条関係)

幼保連携型認定こども園運営状況報告書

年 月 日

大分県知事

殿

申請者 住所

法人名

法人の代表者の氏名 印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、次のとおり運営状況を報告します。

記

施設の名称				
所在地				
認定こども園の名称				
認定年月日				
5月1日現在の在籍児童 数 ※()内は、利用定員	区分	満3歳未満	満3歳以上	計
	保育を必要とする子ども	() 人	()人	() 人
	保育を必要とする子ども以外の子ども	—	()人	() 人
	計	() 人	()人	() 人
(参考)認可定員				
開園日				
開園時間	平日	土曜日	日・祝日	
	: ~ :	: ~ :	: ~ :	

添付書類

- 1 当該事業年度の計画と前年度の実績に関する書類
 - (1) 教育及び保育に関する実施内容
 - (2) 保育者の資質の向上等に関する実施内容
 - (3) 子育て支援事業に関する実施内容
- 2 子どもの入所実績に関する書類
- 3 提供しているサービスの内容及び利用料に関する書類
- 4 その他知事が必要と認める事項を記載した書類

第11号様式(第8条関係)

公私連携幼保連携型認定こども園設置届出書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿
(市町村経由)

届出者 住所
法人名
法人の代表者の氏名 印

下記のとおり公私連携幼保連携型認定こども園を設置するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第3項の規定により届け出ます。

記

施設の名称			
所在地			
設置の目的			
開設予定年月日			
認定こども園の園長の氏名			
保育を必要とする子どもに係る利用定員 (法第4条第1項第3号)	満3歳未満の者	人	
	満3歳以上の者	人	
保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員 (法第4条第1項第4号)	満3歳以上の者	人	
	合計	人	
教育又は保育の目標 及び主な内容			
子育て支援事業の内容			

添付書類

- 1 園則
- 2 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- 3 施設に関する書類
- 4 設置に係る条例、規則等
- 5 学級編成表
- 6 園具及び教具の明細表

- 7 職員に関する書類
- 8 提供するサービスの内容及び利用料
- 9 幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画に関する書類
- 10 年、学期、月、週、日々の指導計画に関する書類
- 11 保育者の資質向上等の計画に関する書類
- 12 子育て支援事業の内容を説明する書類
- 13 子どもの募集及び選考の方法を記載した書類
- 14 学校安全計画及び非常災害に対する計画に関する書類
- 15 情報提供の方法を記載した書類
- 16 苦情解決の仕組み、自己評価、外部評価等への取組状況に関する書類
- 17 市町村長との協定書(写)
- 18 その他知事が特に必要と認める書類